

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1072010	地方独立行政法人による博物館設置・運営の実現		<p>現行の法制度では地方独立行政法人が博物館を設置・運営することはできない。国の博物館等では既に独立行政法人制度が導入され、入館者の増加やサービスの向上など一定の成果をあげている。地方においても基幹業務の継続性を確保し、より柔軟かつ効果的な運営を実現するため、地方独立行政法人による博物館の設置運営が地域の実情に即して選択可能となるよう、必要な措置を求める。</p> <p>併せて、地方独立行政法人が博物館法に定める設置主体として認められ、同法人が設置・運営する施設が博物館として登録可能となるよう、必要な措置を求める。</p>	<p>本市が設置している博物館群において、運営に不可欠である基幹業務の公共性・継続性を確保しつつ、事業の透明性を高め、自主性を発揮することで、魅力ある事業をより効果的に実施するためには、地方独法制度が有効であり、併せて博物館群を一体的に運営することによって連携・集積効果を引出し、指定管理者制度では実現が困難な、質の高いサービスを提供したい。</p> <p>本件については、平成18年10月にも同趣旨の提案を行ったが、文部科学省において、博物館制度全体の在り方に関する検討を行っており、それを踏まえ法改正について具体的な検討を行うとのことで、対応不可であった。</p> <p>本市は、次の状況や別添の理由から、地方独法制度活用の早期実現が従前にも増して必要と考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年の地方独法に係る国会審議では、地方独立行政法人の業務範囲を順次拡充していくことや、「公共的な施設」である博物館の業務を対象・列挙することについては、今後の検討課題とされた。 文部科学省設置の検討協力者会議及び中央教育審議会生涯学習分科会制度問題小委員会では、地方独立行政法人の博物館を認めることは有意義であるとの見解を示している。 今回の博物館法改正では、その審議の過程で、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮することや、登録制度の見直しに向けた検討を進めることなどの附帯決議が行われた。 全国博物館大会は、公立博物館においても独法制度を適用できるようにすべきであるとの決議を2年連続で行っている。 <p>従って、地方独立行政法人による博物館設置・運営について、国における具体的な検討を経て、早期実現が図られるよう、今回、再提案を行うものである。</p>		大阪市	大阪府	総務省 文部科学省
1001010	都道府県公報の電子化		<p>地方自治法の規定では、都道府県は公報を市町村議会、他府県の議会に「送付」しなければならないとありますが、この際の送付方法は紙媒体に限定されず、電子メール等の電磁気的手段によることでも差し支えない旨の確認を求めるものです。</p>	<p>半世紀以上も前に制定された地方自治法では、現在のようにインターネット等の情報通信網がこれだけ発達することは予想しておらず、当該規定は公報を紙媒体で送ることしか想定されていない書きぶりとなっています。しかし、公報発行事務を電子化して省力化・省コスト化を図るにあたって、この規定がネックとなるおそれがあるため、この規定が公報の電子化を阻害するものではないことの確認を求めるものです。</p> <p>なお、各地方公共団体間の情報通信網はインターネットは別の専用回線(LGWAN)で接続されており、LGPKI等の電子認証システムも整備されていることから、公報を電子化することによる原本の公正性や改ざん防止は十分担保されるものと考えます。</p>		個人	大阪府	総務省
1025010	労働者派遣において最低価格の入札者を落札者とししない場合の手続きについて		<p>地方自治法施行令第167条の10で定める「一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者としてすることができる場合」の制度を、労働者派遣による契約の場合も適用可能とすべきである。</p>	<p>現在、高知県では持続可能な県政運営を実現するため、県行政改革プランに沿って、県業務の民間委託(アウトソーシング)に取り組んでいます。</p> <p>アウトソーシングの発注は、発注者と労働者の間に直接指揮命令が生じない「請負」による契約を基本としていますが、試験研究の補助業務など高度な専門性や技術力を求められる場合は、ただちに請負による契約が困難なため、一定期間(1~3年)「労働者派遣」を活用し、受発注者の役割分担や業務フローの改善を行ってから、適正な請負へ移行することとしています。</p> <p>地方自治法施行令第167条の10では、低入札価格で契約内容の適正な履行が確保されない恐れがあるときには、最低価格の入札者以外の者を落札者としてすることができることとなっています。一方、この規定は「一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合」に限定されていることから、労働者派遣の場合は適用できないと解されています。</p> <p>現在、高知県の労働者派遣業務の発注において、予定価格に対して非常に低い価格による入札が発生し、契約内容の適正な履行が確保されないことを憂慮しています。このことから、県業務の民間委託が必要な場合、労働者派遣の契約においても地方自治法施行令第167条の10の規定を適用できることとして、適正な履行と品質の確保に繋げたいと考えています。</p>		高知県	高知県	総務省
1034010	旅券申請受付・交付事務川口市バスポートセンター特区		<p>本市は、平成19年4月1日から埼玉県「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」に基づき、一般旅券の申請受理、交付等について権限移譲を受け、川口市バスポートセンターで事務を実施しているが、申請できるのは本市の住民に限られていることから、近隣市の住民についても旅券の申請・交付ができるようにするものである。また、これに併せて、本市バスポートセンターにおいて、住民基本台帳ネットワークシステムによる住民票の確認を可能にするものである。</p>	<p>川口市バスポートセンターは、年間約19,000件の川口市民からの旅券申請書を受理しており、申請書は審査後バスポートセンターへ送付し、県で作成した旅券を川口市バスポートセンターにおいて交付している。これを川口市民に限らず、県バスポートセンターへの申請と同様に、近隣市の住民についても旅券申請受理・交付事務ができるようにするものである。</p> <p>提案理由 川口市が権限移譲を受けた旅券事務は、地方自治法第2条第2項に基づき処理しているが、近隣市の住民は近くに川口市バスポートセンターがあるにもかかわらず、遠方の大宮のバスポートセンターへ行かなければならない状況であり、川口市バスポートセンターで申請は出来ないのかとの問い合わせが多く寄せられている。このため、県南地区の中心に位置し、交通の便がよい川口市バスポートセンターで近隣市の住民も申請等ができるようにすることで、広く住民の利便性の向上に寄与するとともに、より多くの方々々が川口市へ来ることで、駅周辺地域の活性化にぎわいの創出につなげるものである。</p>		川口市	埼玉県	総務省 外務省
1040010	一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限を移譲する制度の創設		<p>地方自治法の改正 ・指定都市制度と同様に、一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限の移譲を受けることにより、新公共経営の下で、県域を一体とした地域経済対策や人材育成を一元的に進め、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。 ・制度創設に当たり、国は、原則として移譲事務の執行に係る組織・人員を現状のまま政令県に移譲し、任用や給与など地方公務員制度について必要な見直しを行うこととする。</p>	<p>権限の移譲を受け、市町村合併とも相まって、住民に身近な行政を自己完結的に実施することになる。</p> <p>また、特に、基礎自治体では対応が困難な大型社会基盤の整備、大規模災害対策、警察などの「広域機能」、高度医療や高等教育、先端的試験研究などの「高度専門的な機能」の重要性が高まる。</p> <p>具体的には、産業の国際競争力強化の支援、豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の“ものづくり産業”の支援、社会のニーズに即した“ネットワーク産業”の支援、人間のための科学技術の革新、誰も能力を発揮できる雇用環境の創出など。</p> <p>提案理由 ・緊迫する外交・防衛問題への対応や、持続的な国家経済・社会づくりが求められる中、内政全般にわたる国と地方の役割分担を適正化し、国は国家として果たすべき役割に専念し、地域に関する行政運営は、地方公共団体が、自己決定・自己責任の原則の下、広く担っていくことが求められる。そのためには、これまで国が行ってきた地域行政に係る役割を果たすことのできる新たな制度「政令県」が必要である。</p>		静岡県	静岡県	総務省

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1053020	いきいき市民協働の推進②(市民と連携した公益活動推進のための現金一時預かり)		市民主体の公共公益活動を推進する一環として、市民団体が行う公共公益活動のうち、市が認定したものについては、地方自治法第235条の4、第2項の規定に関わらず、その活動経費、収益金等の現金を、条例に基づき、歳計外現金として一時的に市が保管することを可能とする。	草加市では、市民協働によるまちづくりを推進しており、市民団体が様々な公共公益活動を展開している。その活動は、夜間に及ぶものが多いため、活動終了時に手元にある現金を金融機関に預けることができず、市民個人が預かる形となっている。会費、収益金その他で現金が高額にのぼる場合も多く、金銭管理面や防犯安全面で問題を抱えている。活動は、市の施設を利用するものが多いことから、この現金を一時的に市が保管することができれば、これら諸団体による公共公益活動を有効に支援することができるが、現行地方自治法においては、法令の定めによるほかは、保管することができない。そこで、条例に基づき、市による現金の一時預かりが必要かつむを得ないと判断される事業の認定制度を設けることにより、一時預かりを可能とすることを提案する。草加市においては、既に「まちづくり団体登録制度」を設けていることから、この制度を踏まえて、一時預かりの対象となる団体及び事業を認定する制度を設けたいと考える。一時預り金は、地方自治法第235条の4、第2項に規定する歳計外現金とする。	草加市	埼玉県	総務省	
1053030	がんばる事業者を応援する、公共工事の発注改革プロジェクト(年度開始前入札の解禁)		国、地方をあげて、公共工事の発注・施工時期の最適化、平準化に向けた総合的な取り組みを行うことにより、公共工事の施工効率化と事業者の経営改善に資する「公共工事発注改革プロジェクト」を提案する。具体的には、工事の発注、施工、検査を特定時期に集中させず、随時に、また年間を通じて安定的に施工体制が組めるよう、年度開始前入札の解禁を行う	近年、地方建設予算は減少傾向にあり、国においても道路特定財源が一般財源化の方向にあるなど、公共工事を取り巻く環境は厳しい。工事の減少傾向に加え、競争入札の不調が相次ぐなど工事の採算性低下も指摘され、地方の中小事業者を中心に倒産や廃業が相次ぎ、地方経済の圧迫要因ともなっている。公共工事を巡る環境変化は避けがたいにせよ、せめて、国、地方の単年度予算主義に起因する公共工事の非効率性を改善し、厳しい経営環境下の事業者を支援したい。すなわち、公共工事の年度末集中という全国共通の問題を是正し、年間を通じて安定的な施工体制を組む、各地の気候や地域特性に即して最適な時期に発注する、年度をまたぐ工事の年度末検査を簡素化する、などのことができれば、事業者の負担を軽減でき、経営安定化、地域経済の活性化に有効と思われる。発注する行政側の事務効率化や人員削減にもつながる。	草加市	埼玉県	総務省	
1061010	社会教育に関する権限の移譲		社会教育事務のすべてを市長が管理・執行できるよう、措置を求めるものである。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定により、市長が「スポーツ・文化に関する事務」を条例の定めるところにより管理・執行することができるものとされたところである。本市においては、市民が生きがいのある充実した人生を送るために、自ら学び自己を高め、さらにはその成果を活かしたいという要求に対応できるよう、生涯学習の向上に向け、推進体制の充実に取り組んでいるところである。生涯学習は、社会教育の一環に留まらず、広義的なまちづくりの要素として捉える必要があると認識している。現在、本市においては、「生涯学習部」を事業ごとに、市長と教育委員会の2つの執行機関が担当しているところであり、社会教育分野すべての内容の移管が可能となれば、市長において一元化し、事務を実施したいと考えている。したがって、同法第23条第12号の「青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。」の規定及び社会教育法第5条の「市町村の教育委員会の事務」の規定について、市長が実施できるよう措置を求めるものである。	大東市	大阪府	総務省 文部科学省	
1074010	社会教育に関する権限の区長への移管		地方自治法第180条の8(学校に関することを除く) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号(学校に関することを除く) 文化財保護法・社会教育法・図書館法中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、①社会教育 ②文化財保護 ③社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、財産の管理、職員の内免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化財に関する施策を一層推進する。 提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化財保護に関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。社会教育、文化財関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。	千代田区	東京都	総務省 文部科学省	
1074020	文化財保護に関する権限の区長への移管		地方自治法第180条の8(学校に関することを除く) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号(学校に関することを除く) 文化財保護法・社会教育法・図書館法中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、①社会教育 ②文化財保護 ③社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、財産の管理、職員の内免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化財に関する施策を一層推進する。 提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化財保護に関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。社会教育、文化財関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。	千代田区	東京都	総務省 文部科学省	
1032010	地方公務員の高齢者部分休業の取得可能年齢の下限の引下げ等		高齢者部分休業の取得可能年齢の下限を現行の55歳から50歳に引き下げるとともに、取得職員の事情に応じて、部分休業の撤回又は部分休業時間の短縮を認めることを可能とする。	・現在、高齢者部分休業の取得可能年齢である55歳以上の職員は多くは管理職であり、部分休業によりその職責を複数の職員が分掌することは困難なこと、また、退職に向けたソフトランディング及び高齢に伴う諸事情を考慮して、同取得可能年齢の下限を50歳までに引き下げることを要望する。 ・本県においては、平成20年4月に、同部分休業を制度化したが、現時点では取得した事例はなく、下限年齢を引き下げるにより、潜在的なニーズに対応することが可能となる。 ・効果としては、同制度を取得する職員の代替として、若年の正規職員や非常勤職員を採用することが可能となり、ワークシェアリングが進み、地域雇用の拡大にも繋がることと期待できる。 ・特に、少子化が進み、新規採用を抑制せざるを得ない本県教育現場において、フレッシュで多様な人材を確保することが可能となる。 ・また、取得後の職員の事情変更に応じて部分休業の撤回や休業時間の短縮ができるようにするなど、同制度の弾力的な運用が可能となれば、さらに取得を希望する者が増加することが見込まれる。	秋田県	秋田県	総務省	

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1084070	地方公務員採用における、国籍条項の規制緩和		東京都が公務員採用において、専門職を中心として撤廃されている国籍条項を、一般職を含めた全ての役職において撤廃することで、多くの外国人にとって雇用機会を与えるのと共に、「外国人地方公務員」の存在が、地域に暮らす外国人が少しでもその地域に馴染む手助けとなると考える。	<p><実施内容> 一部自治体で行われている、地方公務員の国籍条項の規制緩和を更に全国的に広めることを提唱する。これによって、その町にとって外国人により優しい町作りがなされることが期待される。お年寄りや子供あるいは障害者にとって優しい町作りをするのなら、少なくとも地域レベルでは同じように外国人に対しても取り組むべきである。 一方、外国人の住民にとっても、自分の地域の自治体に自分と同じ外国人の職員がいることは、とても頼もしいことなのではないかと思う。単純に言葉の問題の多くが解消されるだろうし、特に日本語が不自由な外国人の場合、それが生活を送る上での不安要素になり、それが地域に溶け込むのを余計困難にさせ、不安を更に煽る。そこでその外国人公務員を足がかりに、地域に溶け込みやすくなるのではないかと考えられる。 こうした取り組みを通じて日本政府は、「外国人を差別しません」という姿勢を世界に対してアピールしていくべきである。 なお予想される反論として、「外国人の公務員採用は主権の侵害にあたる」ことが挙げられるが、これはあくまで「地方」公務員に対する規制緩和であり、「国家」公務員はこの対象ではない。地方レベルで考えれば、外国人も「いち県民市民」と解釈できる。</p> <p><提案理由> ・自治体の中には国籍条項の除外を、専門職を初めとする役職のみが対象であるが、なぜ専門職に限定するのか、それに対する必然性を感じない。 ・05年1月の在日韓国人の看護師管理職試験受験拒否に関する最高裁判決において、拒否が憲法違反にあたらないという見解であるものの、外国人の管理職登用そのものを禁じる判決とは言えない。 ・日本人の担い手が少ないのなら、優秀な外国人を招き入れて公共サービスを保持するべきである。特に医師・看護師不足の問題は早急な解決が求められている。 ・既に川崎市ではほとんどの役職で、また横浜市では全ての役職において国籍条項が撤廃されている。こうした取り組みを全国的に広めていくべきである。</p>		個人	東京都	総務省
1084110	高校生の期間採用による地域行政活性化		都道府県の指定する都道府県高校生を半年ごとに期間公務員として採用することができるようにする。	<p>特に優秀と認められる生徒若干名に対しては、大阪府立大学への推薦入学権利と授業料免除と府の公務員採用試験への推薦を与える。また、別に、優秀と認められる生徒若干名に対しては、府の公務員採用試験への推薦を与える。</p> <p>一般行政を高校生が行うことにより、高校生自身が「1. 地域社会に貢献しそれを実感する」「2. 行政サービスを実際に仕事とすることで役所の大切さを体感する」「3. 将来社会に出て民間企業で働く際にも公務員をした体験が生かされる」「4. 大学の授業料免除を獲得できる可能性がある」「5. 公務員への採用可能性が高まる」という体感が出来、自己成長に繋がる。</p> <p>自治体にとっても、「1. 優秀な人材を確保できる。」「2. 高校生の行政への関心を高める」「3. 既存の職員への刺激となる。」という効果が期待出来る。</p>		個人	東京都	総務省
1028020	一部事務組合においても、指定管理者を導入できるよう地方自治法の規定を緩和		地方自治法244条の2第3項において、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」とあるが、普通地方公共団体が組織する特別地方公共団体である一部事務組合においても、関係団体合意の下施設の管理について指定管理者に行わせるようにする。	現在当市では他市と共同で施設建設に向け協議を進めている。施設管理の方法として一部事務組合も想定しているが、地方自治体では一般的となった民間活力導入手法である指定管理者制度が使えないと、共同にて施設を設けるという効率化の目的が達成できない。		稲城市	東京都	総務省
1038030	民需拡大の趣旨で導入された指定管理者制度に、公の施設の機能を増進する目的の管理者以外の設置及び管理を認めていただきたい。		地方自治法第244条の2に規定する指定管理者の業務の対象として条例で定める事項の中に、公の施設の機能を増進するための管理者以外の者の設置、又は管理することも対象としていただきたい。	<p>岐阜市においては、行財政改革の視点から、指定管理者制度を導入したところであるが、同制度は地域コミュニティの醸成や市民協働の観点からも、重要な手段であり、また課題のひとつである。このような観点から、指定管理者制度のさらなる充実に向けて、現在検討しているところである。</p> <p>このような中、都市公園の管理について、都市公園法では、公園施設の設置や管理への地域住民等の参画などのニーズの高まりを背景として、都市公園の機能の増進に資するものであれば公園管理者以外の者が施設を設け、さらにこれを管理することも許容されていると解される。</p> <p>しかし、「地方自治法第244条の2」では、指定管理を行う施設において、さらに別の事業主が地方公共団体の意思により、参入することについて、明確に規定していない。</p> <p>よって、都市公園法と同様に、特定された指定管理者の下で、指定管理者以外の事業主が施設を設けたり、あるいはこれを管理することを認めていただきたい。</p>		岐阜市	岐阜県	総務省
1053010	いきいき市民協働の推進①(指定事業者制度の導入)		地域の公共サービスを地域団体等が主体的に担える体制をつくるため、公の施設の管理についての指定管理者制度に加えて、地方公共団体が条例で定める事業を対象とする「指定事業者制度」を設ける。具体的には、公の施設管理分野だけでなく、民間施設等を利用する事業、または施設を利用しない事業についても、条例に定めるものを「指定事業」とし、議会議決を経て選定された指定事業者が事業を行うものとする。この場合、当該事業における公共サービスの利用料金等について、指定事業者の収入として収受することができるものとする。	草加市は、市民とのパートナーシップを市政運営の柱とし、「みんなでまちづくり自治基本条例」において、市民、市議会、行政協働によるまちづくりを謳っている。様々な公共サービスを市民が主体的に担っているが、市が市民団体等への委託事業として実施する事業は、サービスの利用料金を当該団体が徴収し、自らの収入とすることができないという不都合があるほか、団体自らの自助努力による独自財源確保やサービス向上の取り組みが制約されるという問題がある。 一方、公の施設管理を対象とする指定管理者制度は、管理業務の中に公共サービス提供業務を包含していることも多く、利用料金制度等を通じて指定管理者が主体性を発揮しやすい。この指定管理者制度のメリットを公の施設管理以外の事業（非施設型、または民間施設を利用した公共サービス提供）に生かせれば、様々な公共サービス分野で市民団体等が主体性と創意工夫を発揮でき、市民協働による地域づくりが大きく進展する。また団体等の指定を議決事項とすることで、市民、市議会、行政の協働体制構築も期待できる。 そこで、地方自治法第244条の2、第3項以下において規定される指定管理者制度を基本として、これに地方公共団体が条例で定める事業を適用する「指定事業者制度」を追加することを提案する。		草加市	埼玉県	総務省

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1031010	地域住民の役に立つ行政書士制度の確立を求める要望		地域住民の利便のために行政書士法の業務制限規定の撤廃を望む	行政書士業務の公共性、公益性を過小評価したため、新立法による行政書士業務の制限、他士業の業務領域の拡大で、行政書士を結果的に単純代書化してしまう法改正が行われている。司法書士法の改正、解釈の変更で行政書士の持つ民事書類の作成に変化があった。例えば定款の作成、公証人への認証申請業務は行政書士固有の業務であったにもかかわらず司法書士にも、事実上開放された。認定司法書士制度による公証人への申請業務の開放、ADR法の運用面では、日弁連によって紛争解決手続代理業務への参入が制限された。このため、行政書士法第1条の2第2項及び1条の3但し書の削除を望む。		個人	京都府	総務省
1051020	官公庁へのオンライン申請の代理人の範囲の拡充		政府・地方自体等に対してオンラインを利用して代理人により手続きする場合には、管轄官公庁の各手続き毎に特定の有資格者のみに限定されているが、この有資格者の範囲を拡大し、電子政府の推進を図る。	官公庁に対する手続きについては、かなりの分野においてオンラインによる申請が可能となっていますが、どの分野においてもその普及率は低いと言わざるを得ない状況となっております。これは、オンライン申請はパソコンに慣れない者にとっては、非常に面倒であるというのが一因であると考えられますが、これを補完するのが、行政書士等の専門職ですが、各士業法により、そのできる範囲は限定されております。例えば、許認可関係・会社定款であれば行政書士、登記関係は司法書士、税務関係は税理士、社会保険関係は社会保険労務士、というように行政庁と士業が正に縦割りの関係で繋がっており、電子申請も各々その限られた士業が扱っております。このような、固定化された手続き者の制度が電子政府の進展を阻んでいると考えられますので、ここに挙げた4士業においては、相互に自由に代理人として手続きが行えるようにし、各手続きにおける電子申請の担い手を大幅に増やすことが電子申請の利用率を高め、官公庁の事務処理の効率化に資すると思えますので、所要の法改正を要望します。また、このような縦割り士業は一般市民からみたとときには、誰に何を頼んだら良いのかわかり難く、また、各手続き毎に依頼先を探さなければならず、一般市民にとっても大変不便なものであり、官公庁と市民との距離を広げてしまう要因ともなっているものと思料いたします。		個人	東京都	総務省 法務省 財務省 厚生労働省
1082030	行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類の拡充		行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類に、後見登記等に関する法律に基づく登記事項証明書（登記されていないことの証明書に限る。）、外国人登録法に基づく外国人登録原票記載事項証明書、市町村長発行に係る身分証明書（破産者ではないこと及び旧民法の禁治産、準禁治産者ではなく、また、後見登記の通知を受けていないことを証明する書類、戸籍に関する行政証明。）を加えられたい。	国民の利便性の向上、行政書士による円滑な事務の推進の観点から本提案を行うものである。現在、行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類は、住民基本台帳法に基づく住民票や除票、戸籍法に基づく戸籍謄本や除籍謄本に限られる。それぞれの法律において特定事務受任者として行政書士（行政書士法人を含む。）が明記されている。このことは、行政書士法第1条の3に基づく官公署に提出する書類、権利義務又は事実証明に関する書類の作成（法定独占業務）に不可欠であるため、他人からの依頼があったことをもって、上記のうち必要な公的証明書類を職務上の権限で請求・取得することができることを公が認めているものと理解する。近年の複雑・多様化する行政規制に対応して、行政書士は官公署に提出する書類作成業務として許認可申請を多く手掛けるが、外国人の増加や多様化する社会などの影響により法定添付書面が増え、職務上請求の枠組みが現在の社会状況に合っていないものとする。一般的に、法人が営業のために取得する許認可には厳格な許認可要件があり、法人役員の全てが成年被後見人ではないことの確認として成年被後見登記がされていないことの証明書の添付が法定されている。また、法人役員に外国人が就任することが多く、添付が法定されていないものの行政機関の指導により住民票の代わりとして外国人登録原票記載事項証明書が必要とされている。さらに、法人役員の全てが破産者ではないことの確認として市町村長発行に係る身分証明書が求められることがある。したがって、職権における公的証明書類の拡充を求める。		行政書士笹島総合事務所	東京都	総務省 法務省
1082040	行政書士法人の設立要件緩和		行政書士が1人でも行政書士法人を設立できるようにされたい。	資格者法人の設立制度については、資格者による継続的かつ安定的な業務提供や賠償責任能力の強化の観点から、近年認められてきたところである。現在、資格者法人の設立に際して、弁護士は、既に「1人法人」の設立が弁護士法において可能である。しかし、行政書士は、行政書士法において、法人設立の要件は、「2人以上」の行政書士が必要とされており、法人を構成する行政書士相互に無限責任が課せられる点、また地方において、行政書士の絶対数が少ないという点等から、実際に行政書士法人を設立することが困難である場合も多い。したがって、制度趣旨を満たすため、また、行政書士による幅広いサービスを推進する観点から、行政書士1人法人について、国民のニーズ、行政書士の実態を踏まえ、設立要件緩和を行うべきである。		行政書士笹島総合事務所	東京都	総務省
1050020	インターネットを利用した選挙運動の解禁		現行法では、公示・告示日から選挙日が終了するまでの間、立候補者の名前が入った選挙運動（投票依頼）目的の文書図画については、選挙管理委員会が発行する証紙等が貼られた一定枚数の文書図画しか発行できず、また、総務省の解釈ではWEBページ、ブログ、電子メール等も文書図画にあたりと解釈しているため、選挙期間中インターネットを利用した選挙運動（いわゆるネット選挙運動）を行うことができない。さらに、WEBページの更新については新しい部分だけではなく、過去のものも一体のものとして頒布・掲示したことにあたりと解釈している。これにより総務省は「立候補者は選挙期間中WEBサイトを更新できない。」という見解をとっているが、東京都内で執行される全ての選挙（衆議院議員選挙、参議院議員選挙、東京都知事選挙、東京都議会議員選挙、各区市町村長選挙、各区市町村議会議員選挙）及び当該選挙区に関する各政党・東京都支部等についてのみ上記ネット選挙運動を認めることとされたい。	提案理由： 本提案は、若年層の視点で、東京の民主主義の高度化に資するために提案を行うものである。東京は、首都という性質上他県からの人口流入が多く、現在まで年々人口増加傾向にあり、若年層人口も全国的に高い。東京都内の世帯の進む核家族化や地域コミュニティが廃れて行く中、若年層の政治的無関心には歯止めが利かない状況となっている。本特例措置により、特に若年層に対し、政治に関心や希望を持てるきっかけを与え、これにより投票率向上のみならず、これからの日本は自らが選択していくという実感が持てることとなる。また、各政党・東京支部等のWEBサイト更新により本来の政党マニフェストの昇華の一助につながり、ひいては都民が選択することと生活の実感の関連性に気付き、政治の質が向上すると考える。さらに、現行法の規制趣旨である金がかかり過ぎないようにすることについても、ネット選挙運動解禁により低コストの効果を得ることができると考える。 代替措置： WEBサイトの運営規程を作成し、選挙管理委員会にURLの届け出を行うことにより管理することが可能であると考えられる。		社団法人東京青年会議所	東京都	総務省
1004010	公職選挙法第151条の5の改正(ケーブルテレビを使った政見放送)		地方自治体の長及び議会議員の選挙に関し特定自治体内の放送権を持つケーブルテレビを活用した政見放送を可能とする。	地方自治体の長及び議会議員の選挙において、ケーブルテレビを活用した政見放送を通じ立候補者が自ら掲げる政見公約を訴える。 提案理由： 地方の時代と言われる昨今、今後の生き残りをかけた地方自治体の未来は、地方自治体の首長選挙や議会議員選挙においても、政見公約による選ばれる選挙へと転換していくことが求められている。このためにも、広く多くの有権者に対し、自らの掲げる政見公約を訴える手段として、特定自治体内の放送権を有するケーブルテレビを活用するものである。		三次市	広島県	総務省

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1050010	ローカル・マニフェストの頒布枚数及び散布の緩和		地方公共団体(都道府県又は区市町村)の首長選挙においていわゆるローカル・マニフェスト(首長選挙に立候補する者が定める政権公約をピラにしたもの)の頒布が2007年の統一地方選挙から、「ピラ」という形で解禁されたが、現行法で規定されている頒布枚数について、東京都内についてのみ制限を設けないこと及び散布を認めることとされた。	<p>提案理由:</p> <p>本提案は、生活者に立った視点で、東京の地方自治活性化に資するために行うものである。1,000万人の有権者(約600万世帯)を抱える東京都だが、例えば、東京都知事選挙の際に頒布可能なローカル・マニフェストは有権者数に比べて著しく少ない30万枚しか頒布することができない。そして既存の選挙公報では無味乾燥で、関心を引く題材には成り難いと考えられる。</p> <p>東京の特性は、経済や情報等あらゆる機能が集約された都市であり、行政サービスとの関わりが薄くても生活自体はできてしまう。加えて他県からの人口流入も多く、自らの地域を自らが治める意識の醸成に難い部分があり、地方自治に対する関心を得られにくい状況にある。</p> <p>本特例措置により、都民一人一人にローカル・マニフェストが行き渡り、東京という都市の住民としてその地域の未来を選択する実感と責任を持つ機会を増加させることができる。自らが地域を治めるといふ民主主義の原点を目指し、選挙に関する情報に容易に触れる環境を整備し、地方自治に対する関心を喚起することで、投票率向上のみならず、その選択の質を政策本位のものとし、東京の地方自治の活性化と高度化に繋がるものと確信する。</p> <p>代替措置: ローカル・マニフェストの頒布枚数制限撤廃により費用面の負担及び選挙管理委員会の管理方法について別途検討が必要となる。上限を設ける場合は、東京都の約600万世帯を賅えるだけのローカル・マニフェストを頒布及び散布することができれば提案趣旨を概ね満たすことができると考える。</p>		社団法人東京青年会議所	東京都	総務省
1054010	市長選・市議選におけるマニフェストの頒布を拡大する特区		(1) マニフェストの頒布を市長候補者のみならず、市議選候補者まで拡大すること。 (2) より広範囲に頒布できるよう、マニフェストの枚数制限の上限(現行16,000枚)を有権者の数にすること。 (3) より充実した内容のマニフェスト作成に資するため、作成できるマニフェストの種類及び大きさを拡大すること。 (4) 有権者にとって有効な判断材料となるため、ホームページ上でのマニフェストの掲載を可能にすること。	<p>(1) 平成19年2月の法改正により、市町村長選挙候補者についてはマニフェストの配布が認められるようになったが、これを地方議員についても認めるよう提案するもの。長のみならず議員にもマニフェスト配布を認めることにより、各候補者の政策・方針等の理解が深まり、より活発な選挙活動に資するため提案するもの。</p> <p>(2) 公職選挙法第142条で規定されている枚数は、有権者数に対してあまりに少数であり、有権者全体へマニフェストを浸透させるには不十分であることから、枚数の上限を有権者の数に見直すことを提案するもの。</p> <p>(3) 現行で認められているマニフェストは、A4の大きさと2種類までと限定されているが、これも候補者の政策を十分に表現するにはあまりに小さい。より充実したマニフェスト作成に資するため、これらの制限の見直しを提案するもの。</p> <p>(4) 現行の公職選挙法の規定は、インターネットを利用した選挙活動についてはまったく触れられておらず、時代遅れも甚だしい。特に現代の無党派層と呼ばれる大多数の有権者はインターネットを有効に活用して情報を収集していることから、選挙への関心を高め、投票率の向上を図るためにもこれを活用しない手はない。情報技術の普及・進歩に即した制度設計を提案するもの。</p>		多治見市	岐阜県	総務省
2002010	地方議会議員選挙における文書図画の頒布についての規制の緩和		政策本位の選挙の実現に資することを目的として、地方議会議員選挙において禁止されているピラの頒布を枚数制限付きで許可する。	公職選挙法は、選挙における公平性の担保がその法の理念とされている。よって経済力の差による候補者の不公平をなくす目的で文書図画の頒布については、多くの規制が設けられている。しかしながらその結果、有権者が候補者の政策を知る機会が限られたものになっているという事実もある。そこで、政策本位の選挙の実現及び有権者の選択についての判断材料を増やすことを目的として地方議会議員選挙においてもピラの頒布についての規制を枚数制限付きで緩和する。尚、現在認められている選挙運動用自動車に係る公費負担同様に、ピラの作成も公費負担で行い、候補者はピラ、自動車のいずれかを選択することすれば、上記の目的に加え、選挙期間中のCO2削減、騒音対策についての一助ともなる。この方法によっても候補者がピラ、自動車いずれかの方法を自分自身で選ぶことが出来る点で、その公平性については担保されると考える。		個人	東京都	総務省
1004020	公職選挙法第9条第2項の改正(永住外国人への地方選挙権の付与)		一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。	<p>一定の要件を満たす永住外国人に対して、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。このことにより、当然に付与されて然るべき永住外国人の選挙権を保障するとともに、地域のコミュニティの醸成を図る。</p> <p>提案理由:</p> <p>永住外国人に地方参政権を認めることは、地方分権型の行政システムへの転換に対応した、新たな役割を担うにふさわしい地方行政体制を推進するものとする。また、地方のことは地域に住む住民が自主的に決定することが好ましく、地域主権を確立し、人々が支えあい協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で共に暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。</p> <p>自主・自立の観点からも地方選挙のあり方について地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿であり、特区提案により本市がモデルケースとして一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を付与することを求める。</p>		三次市	広島県	総務省
1084100	永住権を持つ外国人への参政権付与		<p>帰化せずとも永住権を持つ在日外国人に、一定の枠組みを設けた上で地方参政権、国政参政権を付与する。</p> <p>一定の枠組みとは、</p> <p>1. 永住権を取得してからの期間(10年から20年)</p> <p>日本を動かす権利があるからこそ、日本国への知識と責任を保証するため</p> <p>2. (地方参政権に関して) ある上限以内の地域</p> <p>定住外国人が多くを占める地域で参政権を与えると、在日外国人に政治を操作される危険性があるため</p>	<p>提案理由</p> <p>知人の定住外国人の多くは、帰化せずとも永住権のみを所得している。主な理由は母国に対する誇りである。母国に対する国民としての繋がりを保持したいのだ。しかし日本で生活し、日本の経済に貢献し、税金も払っている。地方自治で言えば町内会費さえ払っている。日本人と変わらない彼らの日本を考え、動かす権利を剥奪している現状は間違いだと考える。</p> <p>実施に伴う問題と、解決策</p> <p>定住外国人が参政権を持つことで生じる政治的影響が危惧される。対日感情や民族的思考の相違による問題が懸念される。従って日本に対する知識、愛着心、責任を加味した上で、永住権を所得した後に一定以上の期間、日本に在籍した外国人に参政権を付与すればよい。また住民の比率として外国人が多くを占める自治体では、外国人の為の地方自治に陥る可能性があるため、外国人の比率に関する上限も設けた上で実施する必要がある。</p>		個人	東京都	総務省
1004030	公職選挙法第9条の改正(満18歳以上の市民への地方選挙権の付与)		現行では、満20歳以上への選挙権を満18歳以上の市民に対し、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。若年世代に対して政治参加の門戸を開き、過疎・少子高齢化問題を抱える本市において、市政に若年世代の意思を反映する。	<p>提案理由:</p> <p>18歳選挙権は世界の体勢であり、日本の国際化を進めるためには選挙年齢を見直すことが必要である。国においては、昨年5月14日成立した日本国憲法を改正手続きに関する法律(国民投票法)には投票権の対象を満18歳以上とすることなど、国においても選挙権20歳以上とする公選法の見直しを検討する付帯決議もされている状況にある。</p> <p>また本市では、地方主権を確立するため、自主・自立・自考のまちづくりを進めるとともに、50年後、100年後の未来の三次市民に地域を引き継ぐために、重要課題である子育てや教育分野に力を入れた政策を展開しており、選挙権年齢を満18歳まで引き下げることにより、地域の主要な担い手である若年世代に対して政治参加の門戸を開き、過疎・少子高齢問題を抱える本市において、市政に若年世代の意見を反映することで、特色あるまちづくりを更に活性化させることを目的とする。</p>		三次市	広島県	総務省

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1055010	地方公共団体の議員および長の選挙権年齢を、当該地方公共団体の条例で公職選挙法を下回る年齢に規定できる。		<p>公職選挙法第九条に次の一項を追加する。 地方公共団体は、第二項に規定する議会の議員及び長の選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p> <p>地方自治法第十八条に次の一項を追加する。 地方公共団体は、前項に規定する議会の議員及び長の選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p>	<p>①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で選挙権年齢を20歳から引き下げられるようにする。全国で18歳以上になると約269万人、16歳以上になるとさらに約252万人の有権者が増え、若者の意見を政治に反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりにつながる。</p> <p>②2007年5月に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)は投票権年齢を18歳にするとともに、2010年までに公職選挙法(選挙権)や民法(成年)の年齢引き下げなど「必要な法制上の措置を講ずる」としている。</p> <p>③世界189ヶ国・地域のうち166ヶ国・地域(87.8%)が18歳で選挙権を保障している。G8は日本以外、OECD30ヶ国は日本と韓国(19歳)以外が18歳である。ドイツなどでは州単位で選挙権・被選挙権年齢を定めていて、5州で16歳以上に地方選挙権を保障している。</p> <p>④住民投票条例の投票年齢要件を18歳以上・15歳以上・12歳以上など未成年者に保障する地方公共団体が2005年現在で144市町村まで増加した。</p> <p>⑤2000年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や徴税といった国にある権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の委譲が分権改革の中心課題になる。</p>		特定非営利活動法人Rights(ライツ)	東京都	総務省
1057010	地方公共団体の議員および長の選挙権年齢を、当該地方公共団体の条例で公職選挙法を下回る年齢に規定できる。		<p>公職選挙法第九条に次の一項を追加する。 地方公共団体は、第二項に規定する議会の議員及び長の選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p> <p>地方自治法第十八条に次の一項を追加する。 地方公共団体は、前項に規定する議会の議員及び長の選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p>	<p>①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で選挙権年齢を20歳から引き下げられるようにする。全国で18歳以上になると約269万人、16歳以上になるとさらに約252万人の有権者が増え、若者の意見を政治に反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりにつながる。</p> <p>②2007年5月に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)は投票権年齢を18歳にするとともに、2010年までに公職選挙法(選挙権)や民法(成年)の年齢引き下げなど「必要な法制上の措置を講ずる」としている。</p> <p>③世界189ヶ国・地域のうち166ヶ国・地域(87.8%)が18歳で選挙権を保障している。G8は日本以外、OECD30ヶ国は日本と韓国(19歳)以外が18歳である。ドイツなどでは州単位で選挙権・被選挙権年齢を定めていて、5州で16歳以上に地方選挙権を保障している。</p> <p>④住民投票条例の投票年齢要件を18歳以上・15歳以上・12歳以上など未成年者に保障する地方公共団体が2005年現在で144市町村まで増加した。</p> <p>⑤2000年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や徴税といった国にある権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の委譲が分権改革の中心課題になる。</p>		個人	千葉県	総務省
1055020	地方公共団体の議員および長の被選挙権年齢を、当該地方公共団体の条例で公職選挙法を下回る年齢に規定できる。		<p>公職選挙法第十条第一項に次の一号を追加する。 地方公共団体は、前四号に規定する議会の議員及び長の被選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p> <p>地方自治法第十九条に次の一項を追加する。 地方公共団体は、前三項に規定する議会の議員及び長の被選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p>	<p>①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で被選挙権年齢を25歳(30歳)から引き下げられるようにする。全国で25歳以上から20歳以上になると約731万人、18歳以上になるとさらに約269万人増え、若者の意見を政治に直接反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりと地方政治の活性化につながる。また、たとえ立候補しても議員や長に就くかどうかは厳密に民意の選択に委ねられている。</p> <p>②世界191ヶ国・地域のうち110ヶ国・地域(57.6%)が21歳で被選挙権を保障している。G8ではイギリス・ドイツ・カナダなどが18歳で、ドイツでは10代の国会議員が誕生しているほか、アメリカでも地方によっては18歳で10代の市長・町長などが誕生している。</p> <p>③2000年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や徴税といった国にある権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の委譲が分権改革の中心課題になる。</p>		特定非営利活動法人Rights(ライツ)	東京都	総務省
1057020	地方公共団体の議員および長の被選挙権年齢を、当該地方公共団体の条例で公職選挙法を下回る年齢に規定できる。		<p>公職選挙法第十条第一項に次の一号を追加する。 地方公共団体は、前四号に規定する議会の議員及び長の被選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p> <p>地方自治法第十九条に次の一項を追加する。 地方公共団体は、前三項に規定する議会の議員及び長の被選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p>	<p>①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で被選挙権年齢を25歳(30歳)から引き下げられるようにする。全国で25歳以上から20歳以上になると約731万人、18歳以上になるとさらに約269万人増え、若者の意見を政治に直接反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりと地方政治の活性化につながる。また、たとえ立候補しても議員や長に就くかどうかは厳密に民意の選択に委ねられている。</p> <p>②世界191ヶ国・地域のうち110ヶ国・地域(57.6%)が21歳で被選挙権を保障している。G8ではイギリス・ドイツ・カナダなどが18歳で、ドイツでは10代の国会議員が誕生しているほか、アメリカでも地方によっては18歳で10代の市長・町長などが誕生している。</p> <p>③2000年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や徴税といった国にある権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の委譲が分権改革の中心課題になる。</p>		個人	千葉県	総務省
1003010	道州制北海道スタンダード歳入徴収金回収プロジェクト		<p>始めに、滞納者は税を始め給食費、公営住宅料、水道料等も滞納している多重債務者が多く、滞納者の納付意識は民間債務を優先とし、町債務への支払意識は低く、とりわけ町外に転出すると「逃げ得」の意識が強くなっている。</p> <p>1. 現行法における町歳入徴収金の滞納処分手法は債権により、次の2区分となっている。 ①税債権は自力執行権により町が執行機関として実施 ②私債権は自力執行権がなく、執行機関の裁判所へ訴えの提起。</p> <p>2. これを、町歳入徴収金には、それぞれ①と②の手法を与え、二刀流とし滞納者の状況により町が滞納処分的手法を自由に選択できるよう改正を提案します。 【具体的に対象とする債権名】 ①強制徴収公債権名:道町民税、法人町民税、入湯税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、長寿医療保険料、保育所保育料、下水道料、下水道受益者負担金 ②非強制徴収公債権名:水道料、給食費、町営住宅使用料、し尿汲み取り手数料、幼稚園保育料 【法の整備】共通法と個別法に滞納処分の二刀流手法を明文化</p>	<p>税との多重債務が多いが、例としては次のとおりです。</p> <p>1. 現在、下水道料と水道料の賦課は別で有るも、事務の効率化と納付者の利便上、納付書は1枚で発行している。</p> <p>2. 現行法では滞納者が発生すると、次の滞納処分をしている。 【下水道料は①の自力執行権で預貯金調査をし差押え】、【水道料は②により裁判所へ訴えの提起】をしている。</p> <p>3. 結果、①と②によりそれぞれの滞納処分に必要な事務をすることは時間と費用で非常に効率が悪く、かつ、滞納者も困惑しながら訴訟のみ納付し、下水道分は納付することなく滞納が続いています。原因は税(預貯金口座調査の限界と金融機関費用増加)をなめるも、裁判は怖い。</p> <p>4. これを解消し、町歳入徴収金の早期回収と事務の合理化や効率的に進めるとともに、町財源と住民の公平感の確保を図るため提案するものです。</p>		新得町	北海道	総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1044010	市町村振興宝くじ・新市町村振興宝くじへの他の全国自治宝くじの追加		現在、市町村振興宝くじ・新市町村振興宝くじとして発売しているサマージャン宝くじ及びオータムジャン宝くじに他の全国自治宝くじ(具体的には、ドリームジャン宝くじ、年末ジャン宝くじ及びグリーンジャン宝くじ)を追加する。	宝くじは、原則として広域的な行政主体である都道府県、政令指定都市及び被災地域で財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市にのみ発売権限が認められているところ。サマージャン宝くじ及びオータムジャン宝くじについては、市町村振興宝くじとして市町村に収益金が配分されることとなっているが、すべての宝くじの発売権限が認められている政令市の収益金と比較すると、前述の2つの宝くじの収益金の配分しか認められていない、その他の市町村の収益金はかなり少額である。都市地方格差が叫ばれ、社会的な課題となっている中で、現行の宝くじの収益金の配分方法については、より一層格差を生じさせる要因の一つとなっていることが容易に考察される。したがって、全国自治宝くじの一部(ドリームジャン宝くじ、年末ジャン宝くじ及びグリーンジャン宝くじ)についても、市町村振興宝くじに位置付け、当該収益金を市町村に交付することにより、地域活性化の起爆剤となり得る地域資源を活用した公共事業その他公益の増進を目的とする事業の財源とすることを認める。	丹波市	兵庫県		総務省
1026010	コミュニティFM放送局による出力上限基準の緩和		本市は、市町合併により、コミュニティ放送の聴取困難地域が10%以上から40%以上へ広がるなど拡大地域への対応が不可能であるため、コミュニティ放送による当該地域に密着したきめ細かな情報を提供するとともに、合併後の地域情報の共有化など新市の一体化の促進を図ることが重要である。また、過去の中越沖地震などの様々な災害を教訓として、また、世界最大規模の原子力発電所立地地域である本市の防災対策として、より地域に密着したきめ細かで正確・速やかな情報提供が求められており、コミュニティ放送の空中線電力(出力)の現行法上の上限出力20Wを50Wに緩和することを要望する。	柏崎市内にあるコミュニティFM放送局は、市政に関する情報や地域の身近な情報を提供しているが、市町合併により、聴取困難地域が10%以上から40%以上へ広がり、合併新市域の市民を中心に聴取困難地域解消を望む声が多い。コミュニティ放送の本来の役割である当該地域に密着したきめ細かな情報提供が縮小され、また、地域情報の共有化など合併後の一体化の促進に支障をきたしている。市民生活の中に、ラジオは広く普及しており、コミュニティ放送を日常的に聞いており、コミュニティ放送局の「きめ細やかな情報伝達を通じ地域住民の生命・財産を守る」という役割は今後より大きくなっていくと考えられる。柏崎市は、3年に満たない期間に2度の大地震に襲われ未曾有の被害を受けたが、市の防災行政無線を補完する役割を市内コミュニティ放送局が果たし、初動体制からライフラインの現況、避難所、救護物資等市内の情報を中心に放送したことで、多くの市民が同局を聴取したところであり、市民の同局に対する期待は大きい。また、世界最大規模の原子力発電所立地地域であることから、原子力防災や住民への災害情報伝達手段の二重三重の確保などの他の地域とは異なる課題があり、市民に対して、より正確な情報が伝達される手段を整備しておく必要がある。コミュニティ放送を日常的に聞くという習慣がなければ、緊急災害時には効果を発揮しない。また、本市は周辺を山々に囲まれ、混信する事例は少ない状況である。このようなことから、市民へのきめ細かで速やかな地域の情報提供を可能とし、市民が平常時、災害時において、安全に安心して暮らせる災害に強いまちづくりを実現するために、通常時の情報共有、地域活性化や緊急時の災害対応を視野に入れた、コミュニティ放送の空中線電力(出力)の上限基準の緩和を要望する。	柏崎市	新潟県		総務省
1009010	救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与		意識障害を呈している傷病者へ、直接メディカルコントロール下において救急救命士による簡易血糖測定器による血糖値測定と、低血糖発作が確定した際にブドウ糖溶液の投与を行う。	糖尿病の国内患者数は、この40年間で約3万人から700万人程度にまで膨れ上がってきています。さらに境界型(糖尿病予備軍)を含めると2000万人に及ぶとも言われます。厚生労働省発表によると、2006年11月時点の調査データから、日本国内で糖尿病の疑いが強い人は推計820万人としています。この糖尿病患者数の増加と相まって、治療薬のインスリン使用による低血糖発作で救急搬送されるケースも増加しています。重症低血糖発作では昏睡状態となり、症状からは脳血管障害との鑑別が困難となります。この鑑別には血糖測定が有効であることは周知するところではありますが、現在の救急救命士法では簡易血糖測定器による血糖測定を実施することはできません。そのため、強く低血糖発作が疑われる患者であっても、救急隊は脳血管障害にも対応可能な3次医療施設への搬送を余儀なくされます。簡易血糖測定器の取扱いは容易であり、現場で血糖測定を行うことは低血糖発作の鑑別に有効です。さらに低血糖発作症例に対して静脈路確保を行い、ブドウ糖溶液を投与することは昏睡状態からの一早い回復に大変有効と考えます。当MC管内救命救急センターでは、昏睡状態で救急搬送された重症低血糖患者は2003年からの5年間で80例を数え、そのほとんどが当日または翌日に退院となっています。今後増加が予想される低血糖発作患者への速やかな対応と適正な医療機関の選択の一助として、救急救命士による血糖測定と低血糖時のブドウ糖溶液の投与を認めていただきたいと思います。適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思います。	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会	千葉県		総務省 厚生労働省
1009020	救急救命士によるアナフィラキシーショック患者へのエピネフリン注射器(エビペン®)の使用		アナフィラキシーショックを呈している傷病者に対し、傷病者本人に処方されているエピネフリン注射器(エビペン®)を、直接メディカルコントロール下において救急救命士が傷病者本人に代わり使用することにより救命に寄与する。	ハチ毒や食物、薬物等が原因で起こる、急性アレルギー反応のひとつにアナフィラキシーがありますが、ときに呼吸困難、意識障害等の症状を伴うことがあります。その中にはショック症状を引き起こし、短時間のうちに生命を左右するような危険な状態に陥ることがあります。厚生労働省の人口動態統計によると、1年間にアナフィラキシーが原因で死亡届けがあったのは50~60人程度とされています。これには原因の詳細が不明なアナフィラキシーも含まれています。米国では人口の1.24~16.76%がアナフィラキシーを起こし、0.002%が死に至る可能性があると考えられ、アナフィラキシーはまれにみられる疾患ではないとされています。本邦では2003年8月より、アナフィラキシーショックに対する救急処置として、エピネフリン注射器(エビペン®)が使用可能となり、実際の現場で有用であることが実証されており、エビペン®注射器(エビペン®)は、アナフィラキシーショックの既往がある、あるいはアナフィラキシーショックを発症する可能性がある医師が判断した場合に処方される薬剤で、患者は常時携帯することを指導されます。しかし、この注射器は患者本人あるいは保護者へのみ使用が認められているのが現状であり、一旦アナフィラキシーショックに陥ると、患者本人に自己注射を行えるだけの余力と時間的猶予はありません。時と場所を選ばず発症するアナフィラキシーショック患者に、一番先に接触することの出来る救急救命士が患者本人に代わってこの注射器を使用出来れば、アナフィラキシーによる死亡を回避させることが可能と考えます。この注射器の取扱いは非常に容易であり、是非とも救急救命士によるエピネフリン注射器(エビペン®)の使用を認めていただきたいと思います。適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思います。	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会	千葉県		総務省 厚生労働省
1009030	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用		喘息治療中患者の重症発作時に、直接メディカルコントロール下において、処方されている吸入β刺激薬を救急救命士が使用し、病院前における喘息死を防ぐことに寄与する。	本邦における気管支喘息での年間死亡数は、平成17年の人口動態統計によると3198人(男性:1565人、女性1633人)となっています。人口10万人に対する死亡率は2.5人で、この10年間で半減しているものの、喘息死に遭遇することは稀ではありません。現在、救急隊、救急救命士が重症化した気管支喘息の傷病者に対して行うことの出来る応急処置は、酸素投与のみとなっております。重症発作時には、救急搬送の振動や騒音のストレス、冬の冷たい外気などで重症気管支喘息患者は容易に心肺機能停止状態に陥ってしまいます。そこで、患者本人に処方されている吸入β刺激薬の救急救命士による使用を提案いたします。現在、傷病者本人、または保護者のみが吸入β刺激薬を使用できるようになっておりますが、傷病者1名のみしか救急現場にいない場合、救急隊、救急救命士には使用できないのが現状です。重症喘息発作時には患者本人が自力で吸入を行うだけの体力や思考能力は、もはや期待出来ない状態です。さらに喘息死の約48%が病院前あるいは救急室との報告があります。病院前救護において救急救命士による吸入薬の介助が実施されれば、喘息によって死にいたる患者を救命することに非常に有効と考えます。適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思います。	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会	千葉県		総務省 厚生労働省

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1009040	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液について		出血性ショックや、明らかな脱水等を呈している傷病者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による静脈路確保、輸液処置により、防ぎ得た死亡の削減に寄与する。	<p>現在、救急救命士法では、省令により心肺機能停止状態の患者に対して、医師の指示のもとに定められた医療行為（特定行為）が許されておりますが、重度傷病者に対して心肺機能停止前に静脈路確保と輸液を実施することは出来ません。</p> <p>そこで、救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液を提案いたします。</p> <p>これは、交通事故等の外傷傷病者や熱中症者、消化管出血等の傷病者に有効であると考えからであります。特に、交通事故現場等において、傷病者が出血性ショック状態から心停止に陥る前に、救急救命士により静脈路確保が実施されれば、防ぎ得た死亡（Preventable Death）の削減に寄与すると考えます。</p> <p>適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思います。</p>		印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会	千葉県	総務省 厚生労働省